

（以下は、右ページの本文の複製と思われる。文字が非常に小さく、読み取りが困難なため、ここでは正確な複製を再現することはできません。ただし、内容は左ページと一致するものと推定されます。）

紙ハ十二月三十日ノ紙上ニ「日本の平和」ト題スル附説ヲ掲載、
去ル十二月二十二日ノ近衛首相ノ聲明ニ關シ、日本ノ東亞新秩序
建設ノ前途ニハ、米國初メ歐洲列強ノ妨害カ多イコトヲ指摘シテ
左ノ如ク論シク。

一近衛首相ノ去ル十二月二十二日ノ聲明ハ豈ニ支那ノミナラス、
日本ノ所謂新東亞建設ニ與カラントスル諸外國ヲ目的トシテ居ル。
聲明ハ領土割讓、賠償賠償ヲ要求セス又支那ノ主權ヲ尊重スルト
言ツテ居ルカ、支那ノ領土ノ一部タル内蒙古ヲ反共特殊地域ト爲
シテ、日本ノ獨占的支配下ニ置カントシ、又支那ノ要衝ニ日本軍
隊ノ駐屯ヲ許スカ如キコトヲ要求シテ居ルノハ矛盾モ甚クシキモ
ノテアル。而モ日本ハ依然トシテ、西歐列強ニ對スル東亞一プロ
ツクルノ結成ヲ口實トシテ支那ヲ引入レルニ忙シイ。又日本ハ支
那ノ外關租界及治外法權撤廢運動ニハ援助ヲ惜マヌト言フモ、之
ニハ條件カアル。即チ滿洲國ノ承認、防共協定ヘノ参加、支那内
部ニ於ケル日本駐屯軍ノ承認、内蒙古ノ特殊化支那ノ資源開發ニ
付テノ日本ノ優先權ノ承認、日本人ノ支那ニ於ケル居住ノ自由等

... 對英米ニ對シテ揚子江航行禁止、香港ノ孤立、天津租界壓迫
... 英國ハ大ナル壓力ヲ以テスレハ、右條約改訂ノ要ヲ納
... 日本ハ英國ニ對シテ揚子江航行禁止、香港ノ孤立、天津租界壓迫

是レテアル。然ラハ所謂新東亞トハ何ヲ意味スルカ、近衛公ハ日
滿支ハ極東ニ於ケル防共、經濟提携ノ新秩序建設ノ爲一體トナル
コトテアルト言ツテ居ル。然シ日本ト雖極東ニ於ケル列強ノ利權
ヲ、全く無視スル譯ニハ行カナイ。英米兩國カ過般殆ト時ヲ同シ
ウシテ、對支一クレヂット一ヲ爲シタコトハ注意スヘキコトテ、
日本ノ要求カ限度ヲ超エル時カ來レハ、英米ノ執ルヘキ途モ自ラ
明カトナル。右ノ英米ノ對策カ、一步ヲ進メテ制裁的ナモノトナ
ル時、夫レコソ日本ニ取リ極メテ重要ナルモノトナルテアラウ。
所テ問題ハ、英米カ最悪ノ場合、果シテ對日經濟壓迫ノ決意ヲ有
スルヤ否ヤト言フコトテアル。總ツテ日本ハ九國條約締結國ヲ離
間セシメ得ルト考ヘテ居ルラシイ。即チ伊太利ハ問題外トシ、米
國ハ明カニ日本ト反對的ナ立場ニ在ルトスルモ、佛蘭西ト和蘭ト
ハ其ノ東洋植民地ノ危險ヲ考慮シテ、在支利權ヲ拋棄スヘキ可能
性カアリ、英國ハ大ナル壓力ヲ以テスレハ、右條約改訂ノ要ヲ納
得セシメ得ルト日本ハ信シテ居ル様テアル。右ノ様ナ見解ノ下ニ、
日本ハ英國ニ對シテ揚子江航行禁止、香港ノ孤立、天津租界壓迫

八、日本は、東洋の覇権を握ることを目的として、列強の勢力均衡を爲すに對抗して結成せらるべき同盟ニ、米國ノ参加カ缺クヘカラサルモノトナツタ。蓋シ蘇聯ノ英德左祖ハ最早方卷力カナイカラテアル。斯テ極東ノ事態ハ、米國ノ民主主義ニ取ツテモ極メテ重大ナル意義ヲ持ツモノト言フヘキテアル」

等ヲ實行シテ居ル實情右ノ如キ場合、若シ日韓伊東亞同盟ノ實現セラルル際ニハ、列強ノ勢力均衡ノ爲之ニ對抗シテ結成セラルヘキ同盟ニ、米國ノ参加カ缺クヘカラサルモノトナツタ。蓋シ蘇聯ノ英德左祖ハ最早方卷力カナイカラテアル。斯テ極東ノ事態ハ、米國ノ民主主義ニ取ツテモ極メテ重大ナル意義ヲ持ツモノト言フヘキテアル」

五 蘇聯邦

△近衛聲明ハ、日本ノ自信ナキヲ暴露

十二月三十一日ノ「イズベスチヤ」ハ、日本ノ聲明ト實際ト顯スル大要左ノ如キ論評ヲ掲ケタ。

一近衛首相カ該聲明ヲ發表シタノハ、日本ノ地位弱化ノ結果デア
ル。日本國內ノ尖鋭化、國民ノ不平ノ結果、斯ル聲明ヲ發シテ日
本ノ最小ノ綱領ヲ満足セシムルニ於テハ、戦争ヲ終ル用意アルヤ
ニ見セカケ、又日本軍ノ攻撃力弱クナツタ今日、日本軍國主義ハ

31

17